

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成18年2月13日から同年4月1日までの期間及び同年5月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、18年2月及び同年3月は19万円に、同年5月から同年8月までは22万円に、同年9月から19年2月までは20万円に、同年3月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成18年7月31日は8万円、同年12月25日は9万7,000円、19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年2月13日から19年9月1日まで
② 平成18年7月31日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年7月31日

ねんきん定期便と給与明細書を比較したところ、標準報酬月額に誤りがあるので、正しい記録に訂正してほしい。

また、賞与については年金記録が無いので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額の見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 18 年 2 月 13 日から同年 4 月 1 日までの申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額から、また、同年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書又は申立てに係る事業所が保管する賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、それぞれ、18 年 2 月及び同年 3 月は 19 万円に、同年 5 月から同年 8 月までは 22 万円に、同年 9 月から 19 年 2 月までは 20 万円に、同年 3 月から同年 8 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、上記期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③及び④について、申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書又は賃金台帳に記載された保険料控除額から、平成 18 年 12 月 25 日は 9 万 7,000 円、19 年 7 月 31 日は 14 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成 18 年 7 月 31 日は 8 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所に提出しておらず、また、同賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成18年4月について、オンライン記録の標準報酬月額は、他の月の給与明細書、金融機関への給与振込額及び源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を下回るものの、報酬月額に見合う標準報酬月額を上回ることから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

(岡山厚生年金 事案 1362) 欠番

当該事案については平成 23 年 5 月 12 日に、申立人から年金事務所に対して申立ての取下書が提出されていたことが判明したことから、改めて取下げと処理されたもの

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで
20歳になった際に、勤務していたA事業所（個人経営）の事業主が国民年金の加入手続を行ってくれ、給与から国民年金保険料を控除して納付してくれていた。給与明細書から、申立期間についても国民年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、未納とされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人、A事業所の当時の事業主、事務担当者、同僚5人及び申立人の妻（計9人）に係る申立期間前の期間（昭和50年4月から52年12月まで）の納付状況（納付方法、納付日）は一致していることから、当時、同事業所が従業員及びその家族の国民年金保険料の納付手続を行っていたことがうかがえる上、申立人が所持している給与明細書から、申立人及びその妻に係る申立期間の国民年金保険料が給与から控除されていることは確認できる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、上記9人のうち、同僚二人を除く7人が未納となっている上、納付済みとなっている同僚のうち一人は昭和55年5月に過年度納付しているなど、上記事業所がこの間における従業員及びその家族に係る保険料の納付手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時の事業主及び事務担当者からこれを納付したことをうかがわせる証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認める

ことはできない。

岡山国民年金 事案 864

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月、同年9月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月
② 平成7年9月
③ 平成7年11月

平成10年6月に市役所において転入手続を行った際に、過去3年までの国民年金保険料については遡及して納付できるので、未納であった申立期間の国民年金保険料を納付するよう説明され、その窓口において現金によりまとめて納付したにもかかわらず、未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成10年6月から居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届出書から、申立人は同年10月27日に国民年金の加入手続を行っていることが確認できるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする市は、国庫金である過年度保険料を取り扱うことはないと回答しており、過年度保険料となる申立期間の保険料を市役所において納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から50年3月まで
昭和43年10月に結婚し、夫婦で国民年金に加入した。国民年金保険料を毎月自宅に来る集金人に納めていたにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和43年10月から48年9月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も申立期間は未納である。

さらに、申立期間は78か月に及び、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料額は当時の保険料額と異なる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

母親に勧められて国民年金に加入した際に、国民年金保険料については、3年分をまとめて納付できることを知り、母親から平成4年6月10日に銀行口座に振り込まれた資金により、2年4月から5年3月までの保険料をまとめて市（現在は、区）の窓口において納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月10日以降に申立期間を含む2年4月から5年3月までの国民年金保険料をまとめて納付したと主張するが、その時点では申立期間のうち、2年4月の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録から、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料は現年度納付により、4年4月から5年3月までの保険料は前納により、それぞれ納付されていることが確認できるところ、それぞれの納付期限は4年4月30日である上、申立人が過年度保険料となる申立期間の保険料を納付したとする区は、国庫金となる過年度保険料を取り扱っていなかったと回答しているなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年1月まで
平成3年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付しているはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に居住していた市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は平成7年9月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、申立人の申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 26 日から 8 年 3 月 26 日まで
A社に昭和 58 年 11 月から平成 8 年 12 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れている。その頃、休職した記憶もないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主（当時）は、申立人は平成 7 年 5 月 25 日に退職し、8 年 3 月 26 日に復職しており、離職期間中は営業顧問として時々出社していたが、給料を支払っておらず厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

また、申立人は申立期間において雇用保険に加入しておらず、平成 7 年 6 月 15 日から 8 年 3 月 10 日まで失業給付を受給している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 7 年 5 月 26 日以降に健康保険の継続療養受給届を提出していることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年7月1日まで

A社に昭和56年3月から平成5年2月まで勤務しており、申立期間当時に長期間の欠勤を行った覚えがないにもかかわらず、標準報酬月額が大幅に下がっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所における給与明細書等を所持しておらず、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立てに係る事業所は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務期間に係る保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

さらに、申立てに係る事業所が加入していた厚生年金基金の記録においては、申立期間中の標準給与月額は、オンライン記録と一致している。

加えて、上記基金が保管する昭和61年の算定基礎届（複写式）にある申立人の算定基礎月（5～7月）の報酬支払基礎日数と申立人と同ページに記載されている他の被保険者（3人）の報酬支払基礎日数とを比べたところ、申立人の同年5月及び同年6月の報酬支払基礎日数は上記3人のそれより5日少ないことが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同年5月に傷病手当金が支給されたことが確認でき、申立人は同月に欠勤したことがうかがえる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。